

添付法令資料 5 :

医薬法並びに医薬法の若干の条項の細則及び実施の措置を定める  
政府の 2017 年 5 月 8 日付第 54/2017/ND-CP 号議定の医薬経営に関する  
若干の条項の細則を定めるベトナム保健省の通知（目次）  
2018 年 4 月 12 日付第 07/2018/TT-BYT 号通知 / 18.06.01 施行

- 第 1 章 総則（第 1 条及び第 2 条）
- 第 2 章 外国人及び外国に定住するベトナム人に対する医薬業務従事における言語使用に関する要求（第 3 条ないし第 10 条）
- 第 3 章 医薬業務従事者名簿の通報及び公開（第 11 条及び第 12 条）
- 第 4 章 医薬経営条件を満たす証明書の発給対象に属しない医薬活動を有する施設の活動（第 13 条ないし第 17 条）
- 第 5 章 カウンター薬局における薬品の小売及びアップセリングの制限薬品リストに属する薬品の販売（第 18 条ないし第 20 条）
- 第 6 章 医薬経営施設の薬剤師（第 21 条ないし第 25 条）
- 第 7 章 医薬業務従事証書発給諮問委員会の組織及び活動（第 26 条ないし第 28 条）
- 第 8 章 施行条項（第 29 条ないし第 32 条）